

改正後（案）	現行
<p>第1条～第2条（略） （保険料率）</p> <p>第3条 第1号被保険者の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には <u>当該合計所得金額</u>から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。</u>）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</p>	<p>第1条～第2条（略） （保険料率）</p> <p>第3条 第1号被保険者の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40,560円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>60,840円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,980円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>81,120円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>97,344円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 _____ 又は第36条の規定の適用がある場合には、<u>当該合計所得金額</u>から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする _____。）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</p>

状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 99,840円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 115,200円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 130,560円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 138,240円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 105,456円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 121,680円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 137,904円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 146,016円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 145,920 円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 153,600 円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 161,280円

第4条～第22条 （略）

附 則

第1条～第10条の3 （略）

（令和2年度における保険料率の特例）

第10条の4 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の

しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 154,128 円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 162,240 円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 170,352円

第4条～第22条 （略）

附 則

第1条～第10条の3 （略）

（令和2年度における保険料率の特例）

第10条の4 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の

減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,336円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,784円とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の5 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,760円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、

減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,336円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,784円とする。

(新設)

(新設)

「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。